

伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、栗原地区及び善波地区の地域資源を生かした観光農業を推進し、消費者と生産者の交流を深めるとともに農業経営の安定化を図るため、観光農業推進組合が行う事業に対し、予算の範囲内において伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象及び補助金の額等)

第2条 補助事業の補助対象経費及び補助金の額は、活動事業費（生産対策費、販売対策費、調査研究費及び視察研修費に限る。）の2分の1以内を対象とし、60万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の補助額を超えて補助する必要があると特に認める補助事業にあっては、補助率を別に定めることができる。

3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付の要望)

第3条 補助金の交付を要望する者は、伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金交付要望書（第1号様式）を補助金の交付を受けようとする年度の前年度の10月末日までに市長に提出しなければならない。

(内定通知)

第4条 市長は、前条の規定による補助金の交付要望があったときは、当該要望書に係る書類の内容及び当該農業者団体等の活動内容等を審査し、必要に応じて現地調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の予算措置を行い、当該予算の議決後、その旨を伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金内定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(交付申請)

第5条 前条第2項の規定により内定通知を受けた者は、伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金交付申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る事業計画書
- (2) 補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する補助金交付申請書は、当該年度の5月末日まで市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、規則第6条第2項に規定する交付の決定をしたときは、伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(変更交付の申請)

第7条 前条の通知を受けた者が補助金の交付申請を変更しようとする場合は、伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金変更交付申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金変更事務事業計画書（第6号様式）

(2) 補助事業に係る変更収支予算書又はこれに代わる書類

(変更交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果、交付する補助金額を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金変更交付決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(変更の承認)

第9条 第6条及び規則第7条の規定により補助金の交付決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）の内容若しくは経費の配分の変更又は中止若しくは廃止をしようとする場合は、伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書（第8号様式）に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係資料を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書が提出され、審査等の結果、変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認決定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

(軽微な変更)

第10条 規則第7条第1号で規定する軽微な変更は、補助事業の内容又は経費の配分の変更に伴う補助金の額の変更が20パーセント以内で行われる場合とする。

(申請の取下げ期間)

第11条 規則第9条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から10日を経過した日までとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金交付請求書（第10号様式）に補助金交付決定通知書又は補助金変更交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第14条の規定による実績報告は、伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金実績報告書（第11号様式）により、当該補助事業等の完了の日から30日以内又は市の会計年度が終了した日から20日以内のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金収支精算書（第12号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類
（補助金の確定）

第14条 市長は、前条に規定する補助金実績報告書が提出され、規則第15条の規定により補助金の確定を行った結果、第6条の交付決定の額（第8条の変更交付決定を行った場合は、その額）と確定額が相違する場合は、伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金確定通知書（第13号様式）により通知するものとする。

（関係書類等の整備）

第15条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした会計帳簿その他証拠となるべき書類を整理し、これらを5年間保存しておかなければならない。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成25年3月27日告示第57号）

（施行期日）

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置日）

2 この告示の施行の際現に提出を受けている廃止前の伊勢原市農業振興補助金交付要綱第4条の伊勢原市農業振興補助金交付要望書は、伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金交付要綱第3条の伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金交付要望書とみなす。

附 則（令和3年6月24日告示第160号）

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年度伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金交付要望書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

要望者名称及び
代表者氏名

年度において、伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金の交付を要望します。

1 補助事業等の名称

2 交付要望額 千円

※ 次に掲げる書類を添付します。

- (1) 補助要望事業に係る事業計画書
- (2) 補助要望事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類

第2号様式（第4条関係）

年度伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金内定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長



年 月 日付けで要望のありました伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金の交付については、次のとおり交付する予定ですので、年 月日までに補助金交付申請書を提出されるよう通知します。

1 補助事業等の名称

2 交付予定額 千円

（事務担当は、 ）

第3号様式（第5条関係）

年度伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金の交付を受けたいので、
関係書類を添えて申請します。

1 補助事業等の名称

2 交付申請額 千円

※ 次に掲げる書類を添付します。

- (1) 補助要望事業に係る事業計画書
- (2) 補助要望事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類

年度伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付で申請のありました伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 補助事業等の名称

2 補助金交付決定額

千円

3 交 付 条 件

（事務担当は、 ）

第5号様式（第7条関係）

年度伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金変更交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金の事業計画を変更したので、次のとおり申請します。

1 補助事業等の名称

2 変更の内容及び理由

第6号様式（第7条関係）

年度補伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金変更事務事業計画書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

1 補助事業等の名称

2 事業内容又は経費配分の変更

(千円)

区分	事業内容	負担区分					理由
		国補助金	県補助金	市補助金	自己負担金	その他	
当初計画							
変更計画							

(注) 事業内容欄は、当初申請の内容と合致させ、構造、規格、活動内容等を詳細に記入すること。

3 事業の延期、中止、廃止

区分	理由
1 延期	
2 中止	
3 廃止	

年度伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金変更交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金の変更交付申請書の内容を審査しました結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 補助事業等の名称

2 変更交付決定額 千円
(変更前の交付決定額 千円)

3 交付条件

(事務担当は、)

第8号様式（第9条関係）

年度伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金交付決定事業変更
（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

次のとおり伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金交付決定事業の変更（中止・廃止）について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助事業等の名称

2 変更の内容
（変更前）

（変更後）

2 変更の理由

第9号様式（第9条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金交付決定事業変更
（中止・廃止）承認決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました伊勢原市みかんの木オーナー制度推進
事業補助金の変更（中止・廃止）申請書の内容を審査しました結果、次のとおり承認し
ましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 補助事業等の名称

2 変更（中止・廃止）の内容

（事務担当は、 ）

第10号様式（第12条関係）

年度伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

請求者名称及び
代表者氏名

㊟

交付決定のありました伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

- 1 補助事業等の名称
- 2 交 付 決 定 額 千円
- 3 既 交 付 額 千円
- 4 今回交付請求額 千円
- 5 未 交 付 額 千円
- 6 添 付 書 類

伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金交付決定通知書の写し

伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金変更交付決定通知書の写し

（注）上記のいずれかにレ印を付けてください。

第11号様式（第13条関係）

年度伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金に係る実績を次のとおり報告します。

1	補助事業等の名称	
2	交付決定額	千円
3	実績額	千円
4	不用額	千円

（注）事務事業成果報告書及び伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金収支精算書（第12号様式）を添付してください。

第12号様式（第13条関係）

伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金収支精算書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

印

1 補助事業等の名称

2 収 入

科 目	本年度精算額	本年度予算額	比 較	説 明
	千円	千円		
計				

3 支 出

科 目	本年度精算額	本年度予算額	比 較	説 明
	千円	千円		
計				

年度伊勢原市みかんの木オーナー制度推進事業補助金確定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました補助金実績報告書を審査しました結果、
次のとおり確定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 補助事業等の名称

2 補助金交付（変更交付）決定額 千円

3 補助金確定額 千円

（事務担当は、 ）